

「新規格車」の申請について

- 「新規格車」は、『重さ指定道路』については自由走行が認められています。

通行経路が『重さ指定道路』のみの場合には、特殊車両通行許可申請は不要です。

「新規格車」の申請は、通行経路に含まれる『重さ指定道路』以外の道路を管理する自治体等の道路管理者におこなってください。

ただし、通行経路に国が管理する道路で『重さ指定道路』ではない区間（橋梁等）を含んでいる場合等については、国の窓口で申請を受け付けることができる場合もあります。

重さ指定道路については、特殊車両通行ガイドマップ【重さ指定道路・高さ指定道路】、または http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html をご覧ください。